

光ネットサービス契約約款 新旧対照表

旧	新	備考(変更理由)
<p data-bbox="507 562 923 594">光ネットサービス契約約款</p> <p data-bbox="596 1297 834 1329">2026年2月1日</p> <p data-bbox="572 1444 857 1476">株式会社 STNet</p>	<p data-bbox="1754 562 2169 594">光ネットサービス契約約款</p> <p data-bbox="1834 1297 2071 1329"><u>2026年5月1日</u></p> <p data-bbox="1813 1444 2098 1476">株式会社 STNet</p>	

光ネットサービス契約約款 新旧対照表

旧									新									備考(変更理由)
地域	提供区域名	提供する品目及び種別						長期契約割引	地域	提供区域名	提供する品目及び種別						長期契約割引	
		プラン1 (ホーム)			プラン2 (マンション)						プラン1 (ホーム)			プラン2 (マンション)				
		10Gb/s	1Gb/s	100Mb/s, 10Mb/s	10Gb/s	1Gb/s	10Mb/s				100Mb/s	10Gb/s	1Gb/s	100Mb/s, 10Mb/s	10Gb/s	1Gb/s		10Mb/s
香川県	ピカラ(香川) ※1	○※8	○	-	○※8	○	-	-	○	ピカラ(香川) ※1	○※8	○	-	○※8	○	-	-	○
	ピカラさぬき市	○	○	-	-	-	-	-	○	ピカラさぬき市	○	○	-	-	-	-	-	○
	ピカラCVC ※2	○	○	-	○	○	-	-	○※6	ピカラCVC ※2	○	○	-	○	○	-	-	○※6
	ピカラMCB	-	○	-	-	-	-	-	○	ピカラMCB	○	○	-	-	-	-	-	○
	ピカラ東かがわ	-	○	-	-	-	-	-	○※7	ピカラ東かがわ	-	○	-	-	-	-	-	○※7
	ピカラKBN	-	○	-	-	○	-	-	○	ピカラKBN	-	○	-	-	○	-	-	○
愛媛県	ピカラ(愛媛)	○	○	-	○	○	-	-	○	ピカラ(愛媛)	○	○	-	○	○	-	-	○
	ピカラ愛媛CATV	○	○	-	○	○	-	-	○	ピカラ愛媛CATV	○	○	-	○	○	-	-	○
	ピカラ東温久万高原	-	○	-	-	-	-	-	○	ピカラ東温久万高原	-	○	-	-	-	-	-	○
	ピカラUCAT	○※9	○	-	-	-	-	-	○※6	ピカラUCAT	○※9	○	-	-	-	-	-	○※6
	ピカラ(宇和島市)	-	○	-	-	-	-	-	○	ピカラ(宇和島市)	-	○	-	-	-	-	-	○
	ピカラICK	○	○	-	○	○	-	-	○	ピカラICK	○	○	-	○	○	-	-	○
	ピカラ西予	○	○	-	-	-	-	-	○※7	ピカラ西予	○	○	-	-	-	-	-	○※7
	ピカラ八西	○	○	-	-	-	-	-	○※7	ピカラ八西	○	○	-	-	-	-	-	○※7
	ピカラ新居浜・西条	○	○	-	○	○	-	-	○	ピカラ新居浜・西条	○	○	-	○	○	-	-	○
ピカラ四国中央	-	○	-	-	-	-	-	○	ピカラ四国中央	-	○	-	-	-	-	-	○	
徳島県	ピカラ(徳島)	○	○	-	○	○	-	○	○	ピカラ(徳島)	○	○	-	○	○	-	○	○
	ピカラCUEtv	○	○	○※5	○	○	○	-	○	ピカラCUEtv	○	○	○※5	○	○	○	-	○
	ピカラテレビあなん	○※9	○	-	○※9	○	-	-	○※6	ピカラテレビあなん	○※9	○	-	○※9	○	-	-	○※6
	ピカラMTC	○※9	○	-	○※9	○	-	-	○※6	ピカラMTC	○※9	○	-	○※9	○	-	-	○※6
	ピカラKBC	○	○	-	○	○	-	-	○	ピカラKBC	○	○	-	○	○	-	-	○
	ピカラ海部	-	○	○※8	-	-	-	-	○※7	ピカラ海部	-	○	○※8	-	-	-	-	○※7
	ピカラ石井CATV	○	○	-	○	○	-	-	○	ピカラ石井CATV	○	○	-	○	○	-	-	○
	ピカラエーアイ	○	○	-	○	○	-	-	○	ピカラエーアイ	○	○	-	○	○	-	-	○
	ピカラおえ	-	○	-	-	-	-	-	○	ピカラおえ	-	○	-	-	-	-	-	○
	ピカラなか	-	○	-	-	-	-	-	○※7	ピカラなか	-	○	-	-	-	-	-	○※7
	ピカラ東阿波	-	○	-	-	-	-	-	○	ピカラ東阿波	-	○	-	-	-	-	-	○
	ピカラ鳴門	○	○	-	○	○	-	-	○	ピカラ鳴門	○	○	-	○	○	-	-	○
	ピカラあわ	-	○	-	-	-	-	-	○	ピカラあわ	-	○	-	-	-	-	-	○
ピカラICN	-	○	-	-	-	-	-	○	ピカラICN	-	○	-	-	-	-	-	○	
高知県	ピカラKCB	○	○	-	○	○	-	-	○	ピカラKCB	○	○	-	○	○	-	-	○
	ピカラよさこい	-	○	-	-	○	-	-	○	ピカラよさこい	-	○	-	-	○	-	-	○
	ピカラゆすはら	-	○	-	-	-	-	-	○※7	ピカラゆすはら	-	○	-	-	-	-	-	○※7
	ピカラ香南	-	○	-	-	-	-	-	○※7	ピカラ香南	-	○	-	-	-	-	-	○※7
	ピカラ日高	-	○	-	-	-	-	-	○※7	ピカラ日高	-	○	-	-	-	-	-	○※7
	ピカラ中芸	-	○	-	-	-	-	-	○※7	ピカラ中芸	-	○	-	-	-	-	-	○※7
	ピカラSWAN	-	○	-	-	-	-	-	○	ピカラSWAN	-	○	-	-	-	-	-	○
	ピカラ中土佐	-	○	-	-	-	-	-	○	ピカラ中土佐	-	○	-	-	-	-	-	○
	ピカラおおとよ	-	○	-	-	-	-	-	○※7	ピカラおおとよ	-	○	-	-	-	-	-	○※7
ピカラおち	-	○	-	-	-	-	-	○※7	ピカラおち	-	○	-	-	-	-	-	○※7	

光ネットサービス契約約款 新旧対照表

旧	新	備考(変更理由)
<p>※1: ピカラ(香川)の木田郡(三木町)については、プラン1(ホーム)のみ提供します。</p> <p>※2: ピカラCVCの10Gb/s品目、プラン2の提供は、エリア区分(1)に限り提供します。</p> <p>※3: 10Gb/s品目は、ピカラ(香川)の高松市及び木田郡(三木町)に限り提供します。</p> <p>※4: (削除)</p> <p>※5: 10Mb/s品目のみ提供します。</p> <p>※6: ピカラCVC、ピカラUCAT、ピカラテレビあなん、ピカラMTCにおいては、エリア区分(1)に限り、長期契約割引の全てのコースを提供します。エリア区分(2)は長期契約割引のうちでんきといっしょ割コースの種別プラン1のみ提供します。(6)長期契約割引の適用 エ及びコの規定によりでんきといっしょ割コースを適用できない場合は、長期契約割引を廃止します。</p> <p>※7: 長期契約割引のうちでんきといっしょ割コースの種別プラン1のみ提供します。(6)長期契約割引の適用 エ及びコの規定によりでんきといっしょ割コースを適用できない場合は、長期契約割引を廃止します。</p> <p>※8: 当社が別に定める区域に限り、100Mb/s品目を提供します。</p> <p>※9: ピカラテレビあなん、ピカラMTCおよびピカラUCATの10Gb/s品目は、エリア区分(1)に限り提供します。</p>	<p>※1: ピカラ(香川)の木田郡(三木町)については、プラン1(ホーム)のみ提供します。</p> <p>※2: ピカラCVCの10Gb/s品目、プラン2の提供は、エリア区分(1)に限り提供します。</p> <p>※3: 10Gb/s品目は、ピカラ(香川)の高松市及び木田郡(三木町)に限り提供します。</p> <p>※4: (削除)</p> <p>※5: 10Mb/s品目のみ提供します。</p> <p>※6: ピカラCVC、ピカラUCAT、ピカラテレビあなん、ピカラMTCにおいては、エリア区分(1)に限り、長期契約割引の全てのコースを提供します。エリア区分(2)は長期契約割引のうちでんきといっしょ割コースの種別プラン1のみ提供します。(6)長期契約割引の適用 エ及びコの規定によりでんきといっしょ割コースを適用できない場合は、長期契約割引を廃止します。</p> <p>※7: 長期契約割引のうちでんきといっしょ割コースの種別プラン1のみ提供します。(6)長期契約割引の適用 エ及びコの規定によりでんきといっしょ割コースを適用できない場合は、長期契約割引を廃止します。</p> <p>※8: 当社が別に定める区域に限り、100Mb/s品目を提供します。</p> <p>※9: ピカラテレビあなん、ピカラMTCおよびピカラUCATの10Gb/s品目は、エリア区分(1)に限り提供します。</p>	

光ネットサービス契約約款 新旧対照表

旧			新			備考(変更理由)																																
<p>料金表 第1表 料金 第2 機器のレンタル料 1 ピカラ光ねつとを契約者が利用する場合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th colspan="2">単位</th> <th>料金額 [月額] (税込)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2 無線LAN中継機 (Wi-Fi 中継機)</td> <td>基本額</td> <td>1の機器ごと</td> <td>300円 (税込330円)</td> </tr> <tr> <td colspan="4">備考</td> </tr> <tr> <td colspan="4"> <p>2 無線LAN中継機(Wi-Fi 中継機)とは、契約者回線等の終端に接続する無線LAN対応ルータの無線LANエリアを拡大するための機器をいいます。</p> <p>ア 当社は、1の契約者回線等につき、1の機器を提供します。 当社は、ピカラ光ねつと契約者の責めによらない理由により当該機器が正常に利用できなくなった場合、当社の責任において修理又は取替え等の対応を行うものとします。</p> <p>イ 当社は、ピカラ光ねつと契約者の責めに帰すべき事由により当該機器を滅失又は毀損した場合は、購入代価格相当額をピカラ光ねつと契約者に請求できるものとします。</p> <p>ウ ピカラ光ねつと契約者は、当該機器の利用にあたり行う各種設定を自己の責任のもとで行うものとします。</p> <p>エ ピカラ光ねつと契約者は、当該機器の解約を行う場合、直ちに当該機器を当社に返還するものとします。なお、当社が定める期日までに返還が行われない場合には、購入代価格相当額をピカラ光ねつと契約者に請求できるものとします。</p> <p>オ 当社は、本機能の利用に伴い発生する損害については、一切責任を負いません。</p> <p>カ 当該機器におけるその他提供条件については、この約款に定めるところによります。</p> </td> </tr> </tbody> </table>			区分	単位			料金額 [月額] (税込)	2 無線LAN中継機 (Wi-Fi 中継機)	基本額	1の機器ごと	300円 (税込330円)	備考				<p>2 無線LAN中継機(Wi-Fi 中継機)とは、契約者回線等の終端に接続する無線LAN対応ルータの無線LANエリアを拡大するための機器をいいます。</p> <p>ア 当社は、1の契約者回線等につき、1の機器を提供します。 当社は、ピカラ光ねつと契約者の責めによらない理由により当該機器が正常に利用できなくなった場合、当社の責任において修理又は取替え等の対応を行うものとします。</p> <p>イ 当社は、ピカラ光ねつと契約者の責めに帰すべき事由により当該機器を滅失又は毀損した場合は、購入代価格相当額をピカラ光ねつと契約者に請求できるものとします。</p> <p>ウ ピカラ光ねつと契約者は、当該機器の利用にあたり行う各種設定を自己の責任のもとで行うものとします。</p> <p>エ ピカラ光ねつと契約者は、当該機器の解約を行う場合、直ちに当該機器を当社に返還するものとします。なお、当社が定める期日までに返還が行われない場合には、購入代価格相当額をピカラ光ねつと契約者に請求できるものとします。</p> <p>オ 当社は、本機能の利用に伴い発生する損害については、一切責任を負いません。</p> <p>カ 当該機器におけるその他提供条件については、この約款に定めるところによります。</p>				<p>料金表 第1表 料金 第2 機器のレンタル料 1 ピカラ光ねつとを契約者が利用する場合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th colspan="2">単位</th> <th>料金額 [月額] (税込)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2 無線LAN中継機 (Wi-Fi 中継機)</td> <td>基本額</td> <td>1の機器ごと</td> <td>300円 (税込330円)</td> </tr> <tr> <td colspan="4">備考</td> </tr> <tr> <td colspan="4"> <p>2 無線LAN中継機(Wi-Fi 中継機)とは、契約者回線等の終端に接続する無線LAN対応ルータの無線LANエリアを拡大するための機器をいいます。</p> <p>ア 当社は、1の契約者回線等につき、<u>最大4台まで</u>機器を提供します。当社は、ピカラ光ねつと契約者の責めによらない理由により当該機器が正常に利用できなくなった場合、当社の責任において修理又は取替え等の対応を行うものとします。</p> <p>イ 当社は、ピカラ光ねつと契約者の責めに帰すべき事由により当該機器を滅失又は毀損した場合は、購入代価格相当額をピカラ光ねつと契約者に請求できるものとします。</p> <p>ウ ピカラ光ねつと契約者は、当該機器の利用にあたり行う各種設定を自己の責任のもとで行うものとします。</p> <p>エ ピカラ光ねつと契約者は、当該機器の解約を行う場合、直ちに当該機器を当社に返還するものとします。なお、当社が定める期日までに返還が行われない場合には、購入代価格相当額をピカラ光ねつと契約者に請求できるものとします。</p> <p>オ 当社は、本機能の利用に伴い発生する損害については、一切責任を負いません。</p> <p>カ 当該機器におけるその他提供条件については、この約款に定めるところによります。</p> </td> </tr> </tbody> </table>			区分	単位		料金額 [月額] (税込)	2 無線LAN中継機 (Wi-Fi 中継機)	基本額	1の機器ごと	300円 (税込330円)	備考				<p>2 無線LAN中継機(Wi-Fi 中継機)とは、契約者回線等の終端に接続する無線LAN対応ルータの無線LANエリアを拡大するための機器をいいます。</p> <p>ア 当社は、1の契約者回線等につき、<u>最大4台まで</u>機器を提供します。当社は、ピカラ光ねつと契約者の責めによらない理由により当該機器が正常に利用できなくなった場合、当社の責任において修理又は取替え等の対応を行うものとします。</p> <p>イ 当社は、ピカラ光ねつと契約者の責めに帰すべき事由により当該機器を滅失又は毀損した場合は、購入代価格相当額をピカラ光ねつと契約者に請求できるものとします。</p> <p>ウ ピカラ光ねつと契約者は、当該機器の利用にあたり行う各種設定を自己の責任のもとで行うものとします。</p> <p>エ ピカラ光ねつと契約者は、当該機器の解約を行う場合、直ちに当該機器を当社に返還するものとします。なお、当社が定める期日までに返還が行われない場合には、購入代価格相当額をピカラ光ねつと契約者に請求できるものとします。</p> <p>オ 当社は、本機能の利用に伴い発生する損害については、一切責任を負いません。</p> <p>カ 当該機器におけるその他提供条件については、この約款に定めるところによります。</p>			
区分	単位		料金額 [月額] (税込)																																			
2 無線LAN中継機 (Wi-Fi 中継機)	基本額	1の機器ごと	300円 (税込330円)																																			
備考																																						
<p>2 無線LAN中継機(Wi-Fi 中継機)とは、契約者回線等の終端に接続する無線LAN対応ルータの無線LANエリアを拡大するための機器をいいます。</p> <p>ア 当社は、1の契約者回線等につき、1の機器を提供します。 当社は、ピカラ光ねつと契約者の責めによらない理由により当該機器が正常に利用できなくなった場合、当社の責任において修理又は取替え等の対応を行うものとします。</p> <p>イ 当社は、ピカラ光ねつと契約者の責めに帰すべき事由により当該機器を滅失又は毀損した場合は、購入代価格相当額をピカラ光ねつと契約者に請求できるものとします。</p> <p>ウ ピカラ光ねつと契約者は、当該機器の利用にあたり行う各種設定を自己の責任のもとで行うものとします。</p> <p>エ ピカラ光ねつと契約者は、当該機器の解約を行う場合、直ちに当該機器を当社に返還するものとします。なお、当社が定める期日までに返還が行われない場合には、購入代価格相当額をピカラ光ねつと契約者に請求できるものとします。</p> <p>オ 当社は、本機能の利用に伴い発生する損害については、一切責任を負いません。</p> <p>カ 当該機器におけるその他提供条件については、この約款に定めるところによります。</p>																																						
区分	単位		料金額 [月額] (税込)																																			
2 無線LAN中継機 (Wi-Fi 中継機)	基本額	1の機器ごと	300円 (税込330円)																																			
備考																																						
<p>2 無線LAN中継機(Wi-Fi 中継機)とは、契約者回線等の終端に接続する無線LAN対応ルータの無線LANエリアを拡大するための機器をいいます。</p> <p>ア 当社は、1の契約者回線等につき、<u>最大4台まで</u>機器を提供します。当社は、ピカラ光ねつと契約者の責めによらない理由により当該機器が正常に利用できなくなった場合、当社の責任において修理又は取替え等の対応を行うものとします。</p> <p>イ 当社は、ピカラ光ねつと契約者の責めに帰すべき事由により当該機器を滅失又は毀損した場合は、購入代価格相当額をピカラ光ねつと契約者に請求できるものとします。</p> <p>ウ ピカラ光ねつと契約者は、当該機器の利用にあたり行う各種設定を自己の責任のもとで行うものとします。</p> <p>エ ピカラ光ねつと契約者は、当該機器の解約を行う場合、直ちに当該機器を当社に返還するものとします。なお、当社が定める期日までに返還が行われない場合には、購入代価格相当額をピカラ光ねつと契約者に請求できるものとします。</p> <p>オ 当社は、本機能の利用に伴い発生する損害については、一切責任を負いません。</p> <p>カ 当該機器におけるその他提供条件については、この約款に定めるところによります。</p>																																						
<p>附 則</p>			<p>附 則 <u>(実施期日)</u> 1 この改正約款は、2026年5月1日から実施します。 <u>(経過措置)</u> 2 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。</p>																																			